

## 広島県告示第六百十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、

令和五年四月十七日までの間、縦覧に供する。

令和五年四月三日

広島県知事 湯崎英彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道福山鞆線	福山市草戸町字下山地一六三九番四地先から 福山市草戸町字下山地一六七二番五地先まで	令和五年四月三日